

■高額な電話機リース契約の解約ができない

訪問してきたセールスマンに「今の電話機は使えなくなる」と言われて、高額なリース契約を結んでしまった。

事実と違うことに気づき解約しようと思ったら、リースはレンタルと違い、途中解約ができないと言われた。

契約の前に、落ち着いてセールストークの真偽について考えてみましょう。次に契約の内容を確認しましょう。

一般にリースは契約期間が長く、途中解約する場合は、残リース料金額又は規定損害金の支払いが必要になります。

また、電話機リースは事業所用としての契約がほとんどですが、事業所用の場合、消費者保護のための規制が適用されませんので、契約の際には特に注意が必要です。ただし、個人事業者であって家庭と兼用である場合などは、特定商取引法の適用を受けます。

悪質な勧誘を受けて契約をした場合などは、まず、東北経済産業局相談室、若しくは最寄りの消費生活相談窓口へ御相談ください。

東北経済産業局相談室 電話番号 022-261-3011

受付時間 10時～12時、13時～16時